

安田町総合振興計画後期基本計画案に関するパブリックコメント実施要項

1 趣 旨

安田町では、行政経営の指針となる「安田町総合振興計画」（計画期間：令和2～11年度）に基づき、基本理念である「共に生き 未来につなぐ 安田町 ～みんなで創る 共生空間～」の実現に向け、各施策に取り組んでいます。

令和6年度に安田町総合振興計画前期基本計画の計画期間が終了することから、次の5年間（令和7～11年度）を計画期間とする安田町総合振興計画後期基本計画を策定し、中長期的な視点に基づく町政全般の基本的な方針等を示すとともに、急速に変化する社会情勢や不測の事態等に対応することとし、この度、「安田町総合振興計画後期基本計画（案）」をまとめましたので、この計画案を公表し、広く皆さまのご意見を募集するものです。

2 パブリックコメントの対象となる資料

安田町総合振興計画後期基本計画案

3 意見の募集期間

令和7年2月28日（金）から令和7年3月19日（水）まで（20日間）

※ 郵送の場合、3月19日必着

4 公表・閲覧場所

（1）町ホームページ <https://www.town.yasuda.kochi.jp/index2.php>

（2）役場総務課

（3）中山支所

（4）安田町立福祉館

（5）安田町文化センター

（6）安田町多目的交流センターなかやま

※ （2）～（6）は、各施設の開庁、開館日及び時間中

5 意見を提出できる方

（1）安田町に住民登録のある方

（2）町内に通勤・通学している方

（3）町内に事務所等のある個人・法人、その他の団体の方

（4）本町に納税義務のある方

（5）意見募集に係る事案に利害関係のある方

6 意見の提出方法

所定の様式（パブリックコメント意見提出書）により、以下のいずれかの方法で提出してください。

意見提出書は、「4 公表・閲覧場所」に用意してあります。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 閲覧場所の窓口への提出
- (2) 郵便による送付（〒781-6421 安田町大字安田1850番地 地域創生課 あて）
- (3) ファクシミリによる送付（FAX 0887-38-6723）
- (4) 電子メールによる送付（E-mail sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp）

7 パブリックコメント結果の公表の時期

令和7年3月中に町ホームページに掲載

8 その他

- (1) 本計画案は、パブリックコメント手続以外に大意を変えない文言修正や体裁、レイアウト修正を行う場合があります。
- (2) 個人の方は、氏名、住所、連絡先（電話番号）を必ず記入してください。お寄せいただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。また、町内に通勤・通学の方、法人等でご意見を提出される場合は、事業所・学校等の名称及び所在地を必ず記入してください。
- (3) お寄せいただきましたご意見の内容（氏名、住所、連絡先を除きます。）及びご意見に対する回答は、町のホームページ等で公表いたします。その際、ご意見の趣旨を損なわない程度の要約、また、類似の意見は集約する場合があります。
- (4) お寄せいただきましたご意見に対する個別の回答は行いません。また、電話及び口頭でのご意見は、聞き取り誤りなどにより正確性を欠くおそれがあるため応じられませんので、予めご了承ください。
- (5) 募集期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものについては無効とし、回答等はいたしませんので、予めご了承ください。
 - ・ 匿名により提出されたもの
 - ・ 意見募集対象の内容と明らかに無関係なもの
 - ・ 公序良俗に反するもの
 - ・ 個人や特定の団体等を誹謗・中傷するもの
 - ・ 個人や特定の団体等の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - ・ 個人や特定の著作権を侵害するもの
 - ・ 営業活動等営利を目的としたもの

9 問合せ先

安田町地域創生課 電話 0887-38-6713